

介護保険審査増減単位数通知書をよくある問い合わせについて

介護保険審査増減単位数通知書

事業所番号 237888888

令和〇〇年〇月審査分

令和〇〇年〇〇月〇〇日

1 頁

事業所名 □□介護事業所

〇〇県国民健康保険団体連合会

〇〇県介護給付費審査委員会

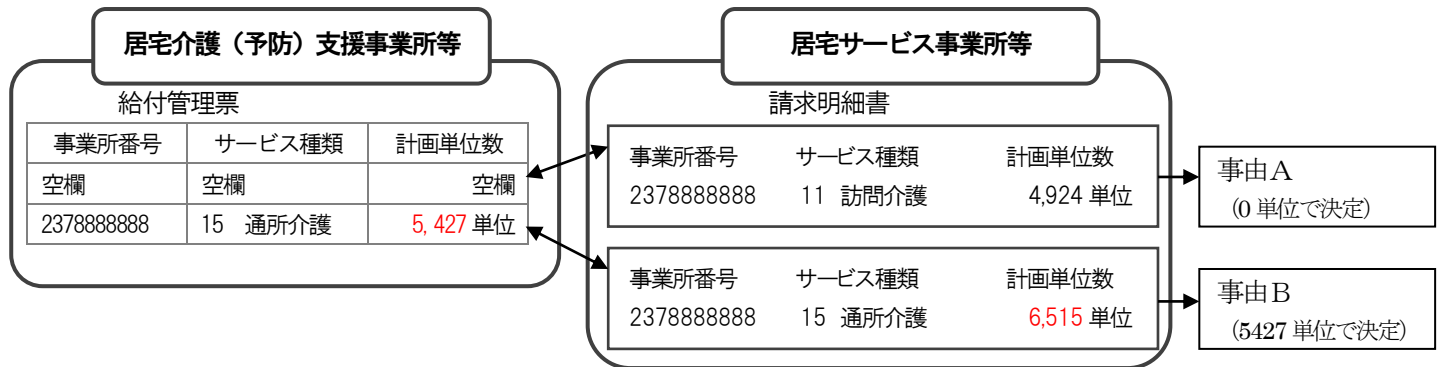
保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービ ス種 類 コ ー ド	サービ ス 項 目 コ ー ド	増減単位数	事 由	内 容	連 絡 事 項
990000	000000001 かこ 知	RO.5	11		-4,924	A	給付管理票に実績が記載されていないもの	
	確定単位数 (0 単位) 請求単位数 (4924 単位)							
990000	000000002 かこ ジ	RO.5	15		-1,088	B	給付管理票の実績を超えるもの	
	確定単位数 (5427 単位) 請求単位数 (6515 単位)							

質問：「介護保険審査増減単位数通知書」が送付されたが、帳票の見方が分からない。

事由Aの回答：居宅介護（予防）支援事業所等から給付管理票は提出されているが、当該サービス事業所のサービス実績情報（計画単位数等）が給付管理票に記載されていないため、0単位で確定されています。

事由Bの回答：居宅介護（予防）支援事業所等から提出された給付管理票の計画単位数（5,427単位）がサービス事業所が請求した明細書の請求単位数（6,515単位）より低かったため、給付管理票の計画単位数（5,427単位）にて確定されています。

【例】



対応：居宅介護（予防）支援事業所等に連絡し、給付管理票（作成区分：修正）を正しく訂正し、提出するよう依頼してください。

正当な給付管理票（作成区分：修正）が提出された審査月にて減単位されていた金額（差額）が支払対象となります。（実際の支払月は審査月の翌月になります。）

当該明細書は確定済みのため、サービス事業所等は再請求する必要はありません。